

犯罪被害者等の方々の心に寄り添い、 ともに歩む社会を目指して

朝来市では、「犯罪被害者等支援条例」(平成30年4月1日施行)に基づき、
犯罪被害者とその家族をさまざまな施策で支えています。



朝来市では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族が、平穏な生活を取り戻せるよう、警察署や支援団体、関係機関と連携し、総合的な支援を行います。



犯罪被害者等が抱える問題

犯罪被害者やそのご家族の多くは、犯罪そのものから受けた生命・身体・財産上の直接的な被害だけでなく、二次的被害と言われる精神的なショックや不安などに長く苦しめられることも少なくありません。

生活上の問題

事件現場から自宅が近いなどから、従前の住居に住むことができない。入院・通院などによる欠勤や、仕事ができなくなり収入が途絶える。治療や裁判等に費やす時間や費用がかさむ



心身の不調

恐怖、不安、怒り、不眠、食欲不振、めまい、神経過敏など



捜査、裁判などに伴う様々な負担

色々な手続きのため、複数の機関で事件について何度も説明を求められる。法廷へ出廷するなど慣れない環境に置かれることへのストレス



周りの人の言動による傷つき

配慮に欠けるマスコミの取材や報道。周囲の人々からの中傷や興味本位の質問、心無い噂話や被害者の心情に沿わない安易な励まし慰め



【犯罪被害とは】

人の生命又は身体を害する罪に当たる行為によって死亡又は全治1ヶ月以上の傷害を負うことをいいます。

※故意による被害であることとし、交通事故や労災事故などは対象外です。

【市民とは】

犯罪被害を受けた当時、朝来市の住民基本台帳に記録されている者のことをいいます。

【犯罪被害者等とは】

犯罪により害を被った者及びその家族又は遺族で、犯罪行為が行われた時に市民であった者のことをいいます。



裏面もご覧ください

平穏な生活を取り戻せるよう、 総合的な支援を行います。



【相談及び情報の提供】

犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

【見舞金の支給】

犯罪被害を受けたことによる経済的な負担の軽減を図るため、見舞金を支給します。

名 称	遺族見舞金	重傷病見舞金
金 額	30万円	10万円
要 件	死 亡	全治1ヵ月以上の重傷病
対 象	被害者遺族	被害者本人

【住居確保の支援】

犯罪被害を受けたことにより、これまでの住居に住み続けることが困難になった場合に、転居費用や賃貸住宅家賃の一部助成を行います。

【日常生活の支援】

犯罪被害を受けたことにより、日常生活に困難をきたす場合に、家事や介護を行うヘルパーの派遣、お子さんの一時保育に要した費用の一部助成を行います。

【広報及び啓発】

犯罪被害者等に対する支援の大切さなどについて、広く理解を深めるよう広報・啓発活動を行います。

※見舞金の支給、住居確保の支援、日常生活の支援は、警察に犯罪被害を届け出ており、一定の要件を満たした方が対象となります。
また、本条例施行前の犯罪被害については申請することができません。

■主な相談窓口

■朝来市危機管理部防災安全課 (市役所本庁3階)

お問い合わせ

☎079-672-6112

月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15

犯罪被害者やそのご家族の支援に関する相談・各種支援制度や関係機関等の紹介を行います。

■兵庫県警察本部被害者支援室 (通称:サポートセンター)

電話相談

☎0120-338-274

月～金(祝日・年末年始除く) 9:00～17:45

【総合的な相談窓口】犯罪被害給付制度や各種支援・悩み等に関する相談に対応します。

■公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

臨床心理士面接相談／法律相談(予約制)

電話相談 (祝日・8/12～8/16、12/28～1/4は除く)

相談の上、日を定める。

●犯罪被害全般 ☎078-367-7833
火・水・金・土 10:00～16:00

●性被害専用 ☎078-367-7874
ひょうご性被害ケア
センター「よりそい」
月・火・水・金・土 10:00～16:00

【総合的な相談窓口】犯罪被害者等の悩み・精神的被害の相談に対応します。

■神戸地方検察庁被害者支援員室 (被害者ホットライン)

電話相談

☎078-367-6135

月～金(祝日・年末年始除く) 9:00～17:00

【刑事手続に関する相談窓口】

被害者の方々が気軽に被害相談や事件に関する問い合わせができるように、専用電話「被害者ホットライン」を設置しており、夜間や休日の場合でも、留守番電話やファックスでのご利用が可能となっています。

■日本司法支援センター (法テラス)

■コールセンター

電話相談

☎0570-079714

PHS・IP電話からは 03-6745-5601(犯罪被害者支援ダイヤル)

月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～21:00 / 土曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～17:00

【法律等に関する専門窓口】弁護士や専門窓口の紹介・各種情報の提供を行います。

■兵庫県弁護士会犯罪被害者支援センター

お問い合わせ

☎078-341-8227

又は兵庫県弁護士会

☎078-341-7061(代)

無料法律相談(事前予約制・面談相談) ※お越しいただき相談日を予約

木曜日(祝日・年末年始除く) 13:00～16:00

【法律等に関する専門窓口】弁護士による犯罪被害者のための法律相談や弁護士紹介を行います。

朝来市

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
TEL.079-672-6112 FAX.079-672-4041

危機管理部防災安全課
E-mail:bousai@city.asago.lg.jp